

平成十五年内閣府令第五十四号

各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令

勲章制定の件（明治八年太政官布告第五十四号）第六条の規定に基づき、各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令を次のように定める。

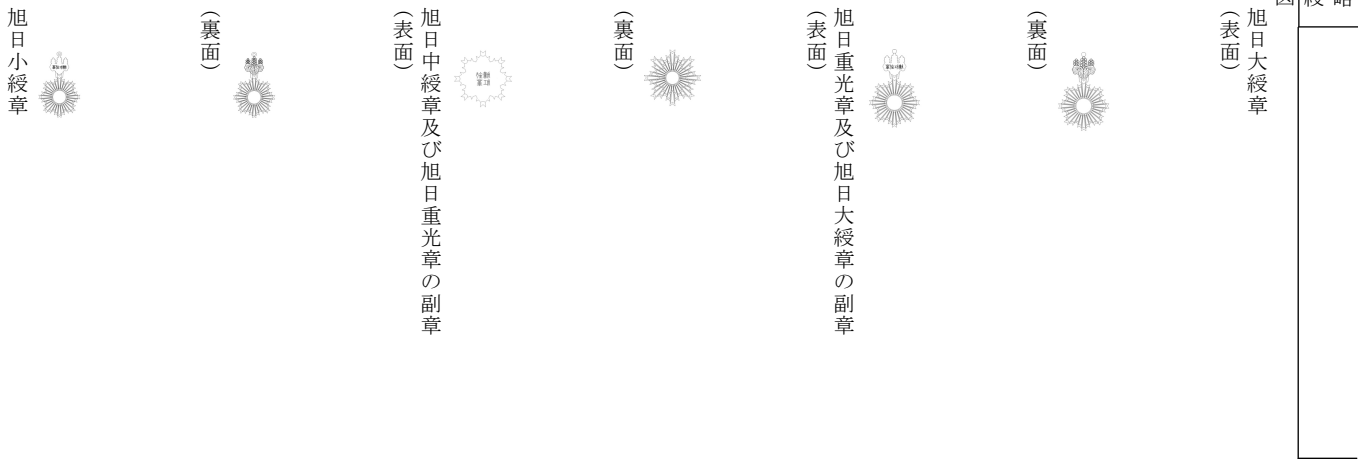
（旭日章の制式及び形状）

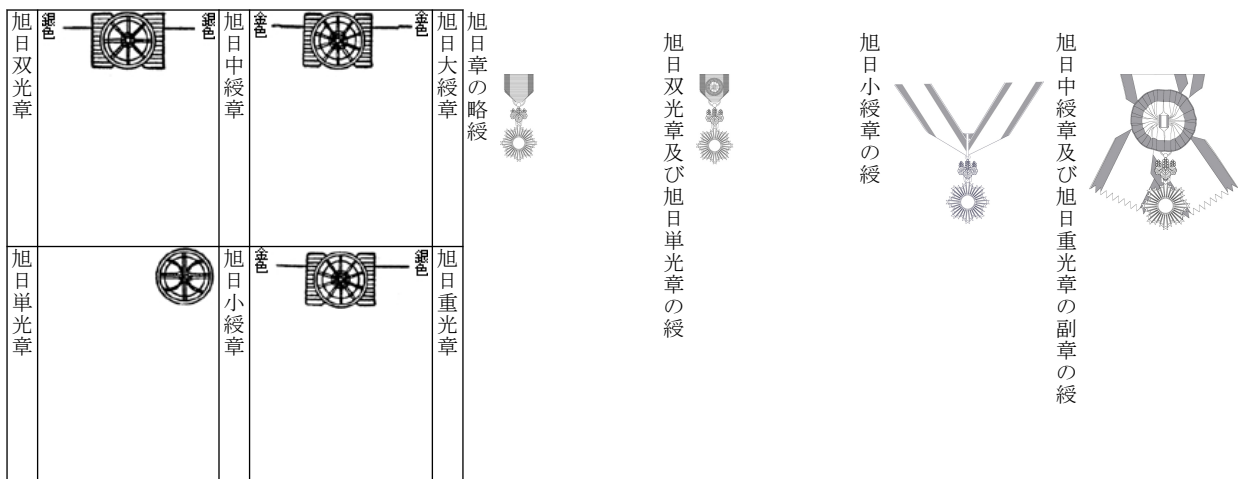
第一条 旭日章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

旭日章及び旭日章の	旭日章		旭日章		分区分	
	線光日	宝色と白	線光日	宝色と白	表面	裏面
の章綬大日旭及び章光重日旭	線光日	宝色と白	線光日	宝色と白	表面	裏面
	七宝「勲功徑七無鈕	七宝「勲功徑七無鈕	七宝「勲功徑七無鈕	七宝「勲功徑七無鈕	寸法	鈕
	赤色の七宝	赤色の七宝	赤色の七宝	赤色の七宝	幅	綬
	白色の七宝	白色の七宝	白色の七宝	白色の七宝		
	刻す	刻す	刻す	刻す		
	を	を	を	を		
	ミ	ミ	ミ	ミ		
	リ	リ	リ	リ		
	ト	ト	ト	ト		
	ル	ル	ル	ル		

旭日章	単日旭日章	双日旭日章	小日旭日章	副章	旭日章及び旭日章の	中日旭日章	副章
の章日旭	章光単日旭	章光双日旭	章綬小日旭	章副の章光重日旭及び章綬中	日旭章	日旭章	日旭章
のものは翼を付着する。	線光日	線光日	線光日	線光日	線光日	線光日	線光日
	宝色と白	宝色と白	宝色と白	宝色と白	宝色と白	宝色と白	宝色と白
	刻す	刻す	刻す	刻す	刻す	刻す	刻す
	を	を	を	を	を	を	を
	ミ	ミ	ミ	ミ	ミ	ミ	ミ
	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル

図 略



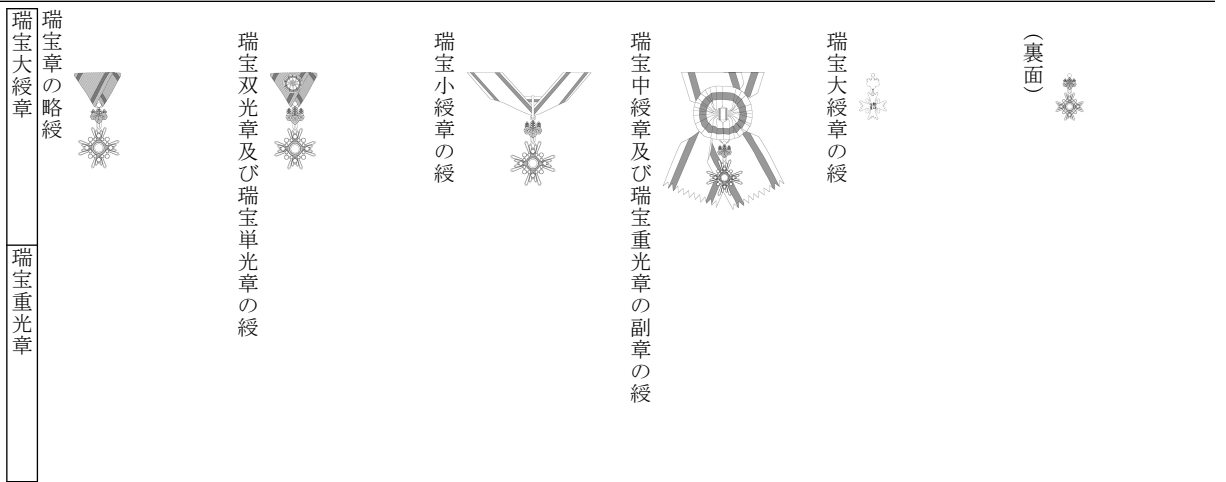


瑞宝銀	鏡	銀、金色と径七	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径六	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径七	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径六	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径七	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径六	無綬	無鈕	図柄	幅

瑞宝銀	鏡	銀、金色と径七	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径六	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径七	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径六	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径七	無綬	無鈕	図柄	幅
瑞宝銀	鏡	銀、金色と径六	無綬	無鈕	図柄	幅

図 瑞宝大綬章 (表面) 瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章 (表面) (裏面) (裏面)

瑞宝大綬章 (表面) 瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章 (表面) (裏面) (裏面)



桐花大綬章		桐花大綬章		分		表	
線光	日	線光	日	金	地	章	
銀色、七刻すトル	赤七宝	銀色、七刻すトル	赤七宝	銀	金	表面	瑞宝双光章
七宝	七宝	七宝	七宝	裏面	裏面	寸法	瑞宝中綬章
七宝	七宝	七宝	七宝	鈕	鈕	綬	瑞宝小綬章
七宝	七宝	七宝	七宝	図柄	図柄	幅	瑞宝大綬章
七宝	七宝	七宝	七宝				瑞宝単光章

第三條 桐花大綬章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

(桐花大綬章の制式及び形状)

同綬



(裏面)



同副章
(表面)



(裏面)



桐花大綬章
(表面)

図 略綬の章綬大花桐

花	桐	七宝	紫七宝	二重	宝七	色七	と白
地及び縁紅色、線白色。直径七ミリメートル。翼を付着する。							

